

○ 申し込みの流れ ○

全国標準略号・略語

- ㊦…難聴 ㊧…要約筆記
 ㊨…健聴 ㊩…手話
 ㊪…聴覚 ㊫…補聴器
 ㊬…障害 ㊭…福祉
 ㊮…ろうあ ㊯…ファックス

中失 …中途失聴

ループ…ヒアリングループ

コミ …コミュニケーション

ボラ …ボランティア

【臨時略号・略語】

原則、1週間前までに申請書をFAXでお送りください。ただし緊急の場合は直前でも受け付けます。

要約筆記者を指名することはできません。

特に配慮してほしいことやご希望がある場合は、申請書の備考欄に記入ください。

利用・待ち合わせの場所や時間も、もれなくご記入をお願いします。

※終了時間が不明なときは、見込時間か空欄で。

【事業委託】

社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会

【申込み・問合せ先】

特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

要約筆記派遣担当

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番1号

神戸市立総合福祉センター2F

TEL&FAX: 078-595-9877

E-mail: npo.kobedeaf@gmail.com

月～金 9:00～21:00（受付 20:50 まで）

土・日・祝 9:00～17:00（受付 16:50 まで）

要約筆記者を派遣します

—神戸市意思疎通支援事業—

公的な制度で通訳をするので、
 秘密は守られます。
 安心してご利用ください。

手書きノートテイク



PCノートテイク



特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

○利用できる人

- ・神戸市内に居住する聴覚障害者で、身体障害者手帳を所持する者

※要約筆記を必要とする対象者が集まる会議においても利用できます（別途、ご相談ください）

○利用できる内容

- ・社会生活上必要不可欠な用事

※1時間以内など、短い時間でも利用できます。

○利用できる場所

- ・市役所、区役所、病院、学校など
- ・市外、県外への派遣も可能

要約筆記は、文字通訳です

- 話されている内容を文字で表します
- 要約したり、重複を省いたりして、話の速度に追いつきます
- 略号・略語や、資料の記号を使います
- 要約筆記の有資格者が対応します
（記録・筆談ではありません）

【派遣事例】



○費用

無料（要約筆者への派遣費は、神戸市が負担します）

○手書きノートテイクの消耗品

- 用紙やペンも、要約筆者が持参します。
- 使用済みの用紙が残りますが、その場の音声と同様、消えたものとして扱います。
（裁断処分しますので、ご安心ください）

○パソコンノートテイク時のお願い

- パソコンを使うため、電源や机が必要です。
利用予定の場所で準備可能か、確認をお願いします。
- 設営準備のため、予定時間より30分ほど早く入室できるよう調整をお願いします。
- ログの保存・提供はできません。

**公的派遣対象範囲外で要約筆記を利用したい、
また、講演会や各種行事を企画されるときは、
特定非営利活動法人神戸ろうあ協会の
要約筆記派遣センターに
ぜひご依頼ください！**

お申込み窓口は、
個人派遣と同じです
（費用が発生します）

